

規制の事前評価書

政策の名称	医療機関の病床の機能の報告制度		担当部署名	医政局総務課	作成責任者名	総務課長 土生 栄二	評価実施時期	平成26年2月
法令案等の名称・関連条項	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案による改正後の医療法(昭和23年法律第205号)(以下「新医療法」といいます。)第30条の3の2、第30条の13							
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【現状及び問題点】 社会保障制度改革国民会議の「社会保障制度改革国民会議 報告書 ～確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋～(平成25年8月6日)において指摘されているとおり、高齢化に伴い患者が急増することによって、医療需要が量的に増加するだけでなく、疾病構造も変化し、求められる医療もそれに合わせた形で変化する中で、医療資源を有効に活用し、より質の高い医療提供体制を実現するため、医療機能の分化・連携を推進することが課題となっています。</p> <p>【規制の目的、内容】 都道府県において、将来(2025年を想定)の病床機能の必要量を含めた将来の医療提供体制に関する構想(以下「地域医療構想」といいます。)を策定するため、 ・ 病院及び診療所の管理者が、報告の時点の病床の機能(以下「基準日病床機能」といいます。)及び今後の病床の機能(以下「基準日後病床機能」といいます。)並びに入院患者に提供する医療の内容等を都道府県に報告する仕組みを創設することとします。(新医療法第30条の13) ・ 第30条の13の規定による報告を怠った場合又は虚偽の報告を行った場合の措置として、是正命令、公表並びに地域医療支援病院及び特定機能病院の承認取消し等の措置を講ずることとします。(新医療法第30条の13第5項及び第6項並びに第29条第3項第3号及び第4項第3号等) ・ 厚生労働大臣は、病床の機能の分化及び連携を推進するために必要があると認めるときは、都道府県知事又は病院若しくは診療所の管理者に対し、報告の内容その他の必要な情報の提供を求めることができることとします。(新医療法第30条の3の2)</p> <p>【規制の必要性】 ・ 都道府県においては、報告制度により報告された地域における病床の機能等をもとに、地域医療構想を策定します。 ・ これにより、病床の機能分化を進め、各機能に応じて人的・物的資源を集中投入して、入院医療全体の機能強化を図るとともに、各機能の連携を強化し、急性期治療後の転院先の確保がスムーズに行われるようにすることを通じて、患者が病期(高度急性期、急性期、回復期、慢性期)等の病状に応じた適切な医療を効率的かつ効果的に受けることを可能とし、早期の家庭復帰・社会復帰を実現します。</p>							
想定される代替案	改正案と同様に、病院及び診療所の管理者が、基準日病床機能及び基準日後病床機能並びに入院患者に提供する医療の内容等を都道府県に報告する仕組みを創設しますが、当該報告を怠った場合でも、国や都道府県として特段の措置は講じないものとします。							
規制の費用	費用の要素							代替案の場合
1 遵守費用	病院及び診療所の管理者において、報告のための調査費用、報告書作成にかかる費用等が発生します。また、当該報告を怠った場合等においては、公表等の対象とされます。							都道府県に報告を行う病院及び診療所の管理者において、改正案と同様の費用が発生しますが、当該報告を怠った場合等でも、公表等の対象とはされません。
2 行政費用	国や都道府県において、報告の分析にかかる費用のほか、報告を怠った医療機関の公表にかかる費用が発生します。							国や都道府県において、改正案と同様の費用が発生しますが、報告を怠った医療機関の公表にかかる費用は発生しません。
3 その他の社会的費用	特段の社会的費用は発生しないものと考えられます。							特段の社会的費用は発生しないものと考えられます。
規制の便益	便益の要素							代替案の場合
都道府県において、報告制度により報告された地域における病床の機能等をもとに、地域医療構想を策定することで、病床機能の分化と連携による医療資源の有効活用が進むことが期待されます。								同様の便益が発生することが期待されますが、都道府県への報告を行わない病院及び診療所の管理者が一定程度発生することが想定され、その分だけ地域医療構想の確実性が損なわれ、改正案に比して便益が減少すると考えられます。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	改正案では、代替案に比して、報告制度による費用が一定程度多く発生する一方で、地域医療構想の策定を通じた医療提供体制の改革によって、地域医療の総合的な質の向上といった便益が確実に還元されるものと考えられます。この便益は、将来世代にわたり享受できるものです。 さらに、改正案と代替案では、同様の便益が発生することが期待されるものの、代替案のほうが改正案に比して便益が減少すると想定されることから、改正案を採用することが望ましいと考えられます。							
有識者の見解その他関連事項	社会保障審議会医療部会「医療法等改正に関する意見」(平成25年12月27日)(抄) 医療機能の分化・連携の推進にあたっては、地域において、それぞれの医療機関が担っている医療機能の情報を把握し、分析することが必要であることから、医療機関が、その有する病床(一般病床及び療養病床)において担っている医療機能の現状と今後の方向を選択し、病棟単位を基本として、都道府県に報告する仕組みを、医療法上の制度として設けるべきである。							
レビューを行う時期又は条件	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案の附則において、この法律の公布後必要に応じ、地域における病床の機能の分化及び連携の推進の状況等を勘案し、更なる病床の機能の分化及び連携の推進の方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする検討規定を設けており、当該規定に基づき、検討を行います。							